

広報

かわち

発行 河内村役場 編集 総務課広報係
発行日 昭和52年1月20日 No. 107

世帯と人口	
人口	12,099 (-8)
男	5,730 (+2)
女	6,369 (-10)
世帯	2,588 (0)
(1月1日現在)	



恒例の河内村消防団出初式が、快晴に恵まれた1月7日、総合グラウンドにおいて、360団員と自動車ポンプ6台、可搬式ポンプ15台の参加のもと厳粛に行われました。

式は、人員、姿勢、服装の点検、機械器具の点検、ポンプ操法、優良団員の表彰の順に行われ消防車上行進を最後に式をとじました。

粉石けんを

使いましょう

県内の川や湖・沼の水質は近年の都市化、工業化により汚濁がすすんでいます。

「水」は水道水や農業用水など私たちの生活と切り離せない大切なものです。

水質汚濁の要因には、工場排水、畜産排水、化学肥料などのほか家庭からの雑排水があります。

水質汚濁の対策は、工場排水汚濁防止法や県の公害防止条例によって厳しい排出規制がされており、根本的解決として下水道の整備などが進められておりますが、同時に家庭での洗剤使用の見直しも重要なことです。

そこで、最近では環境汚染等の現状を考えると、石けんの重要性が再認識されております。

粉石けんは天然油脂にカセイソーダを加えて製造されるので、それほど水質を汚しません。

みなさんで、合成洗剤を粉石けんに切り替え、水々を真剣に考えましょう。



財政危機を

行政の見直しで乗越え

みなさん明けましておめで
とうございます。今年も益々
ご健勝で活躍のほどを心か
らお祈り申しあげます。

あるご協力により、未だかつて味つたこの新しい財政危機を乗り越越えて、村政全般にわたり堅実に前進することができましたこと、あらためて深く感謝申し上げますとともに新年にあたり、所信の一端を申しあげましてごあいさついたします。

資源問題に端を発する世界的なインフレと不況の中で、わが国においても四十九年一月以来厳しい総需要抑制の効

そのうえ、公共料金などの値上げの相次ぐ中で、経済の

動行はインフレ再燃の懸念と相俟って、その先ゆきは極めて不確定要素の多い情況となっています。

このような状態の中において、地方交付税の減少と法人税等諸税収入面で従来のような増収の期待できない反面、人件費等の義務的経費が増嵩となり、財政運営が極めて困難となる局面を迎え、極めて深刻な財政危機に直面しております。

一方、地方自治体における行政需要は年々増嵩する中でいかにして財政危機を乗り越えて行くかが緊急の課題であります。

即ち、行政全般にわたります。直しを行い、節約すべきは異なっていくて節約し、改善可能なものについてはこれに実行に移すなど、全職員が協力のものとあらゆる創意と工夫をこらし、今日の財政危機を打開のための最大の努力を払ってまいりたいと存じます。

地方財政の未曾有の危機と

村長 杉山 貢

いわれる五十二年度は、本村財政におきましてもかつてない極めて厳しい環境にありましたが、増大する行政需要に对应て行かなければならない新年度は、前年度以上の苦難の年であります。

しかしながら、地方自治体にとって福祉の向上を図らなければならぬのは当然の責務であり、行政の停滯は許されないとあります。

私は、このようにときにこそ住民本位の村政の重要性を痛感すると共に、職員一体となって心を新たにし、住民の苦しみを自らの苦しみとし、住民奉仕に徹しながら、相互信頼と連帯感のうえに立った住民参加による村政を積極的
に推進する決意であります。

新年にあたり、村民のみなさまの益々の健康とご多幸を衷心よりお祈り申しあげ、みなさまのより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、新年のごあいさついたします。

[illegible]



新 年 の ごあいさつ

村議会議長 福智 栄

村民のみなさん明けましておめでとうございます。昭和五十二年の年頭にあたり、河内村議会を代表し謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年二月、再度議長の要職に就任以来議会の発展と円滑な議会運営のために、効力ながら誠心誠意懸命の努力を傾注いたしてまいりました。お願をもちまして大過なく越えることができましたこと、

これ偏いに村民各位のご支援とご協力の賜でありまして、心から感謝の意を表する次第であります。

さて、昭和五十三年には河内村も合併二十周年を迎えようとしており、また、成田国際空港の開港もまもなくないものと思われまふ。空港視察や公団当局との交渉によれば、静かな河内村にも航空騒音は厳しくなってくるものと思われまふ。このような状況下における河内村は、教育優先の立場から、教育施設の改善に重点を置き、昭和五十一年度には予算の五十パーセント以上の財源を投入して、長竿保育所が竣工し、現在長竿小学校が改築中であります。

そのほか、五十二年度には金江津小学校及び金江津保育所が改築される予定であり、更に金江津中学校、源清田小学校及び源清田保育所、河内中学校の学校環境整備は続けられるものと思われまふ。

また、村民の健康を守る診療所の再建及び歯科医の併設や保育児、幼稚園児の送迎問題などについても、財政状況とにらみあわせながら、これらの施策が推進されるよう、村民各位のご要望にこたえる

ため、議会活動を通じて懸命の努力をしなければならぬと決意を新たにしている次第です。

そして私ども議員は、河内村一万二千住民の願いである「お互に助け合い不幸な村民のいない」ように、また、他人迷惑をかけず平和な家庭と明るく豊かな村づくりをめざして最善の努力をつくしてゆきたいと思ひます。

どうか本年も、村政に対するみなさまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いしあげますとともに、みなさま方のご多幸とご繁栄を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつといたします。

みんなで参加を

村民競歩大会

第2回村民競歩大会が次の要領で行われます。みなさんの参加をお待ちします。

◎日時 2月6日午前9時集合10時出発
◎コース 長豊橋より堤防下を金江津方面へ10キロ地点まで。(参加賞あり。)

あめごとくさいます

委員	石山 源馬	西保連営協議会 会長	七郎
委員	島田 佐喜雄	会 長	藤崎
委員	杉山 登	委員 一同	
委員	内田 善男	水道連営協議会 会長	
委員	仲山 仁	会 長	内田 善男
委員	荒井 広	総合開発審議会 会長	委員 一同
委員	石山 正男	会 長	委員 一同
委員	古手 文夫	特別報酬審議会 会長	委員 一同
委員	石井 好文	会 長	委員 一同
委員	秋山 茂	学校給食連営委員会 会長	委員 一同
委員	飯塚 喜治夫	会 長	委員 一同
委員	秋山 一	固定資産評価 審査委員会 会長	委員 一同
委員	松本 正四郎	委員 一同	秋原 福守
委員	田々 辺久君	委員 一同	本橋 本司
委員	海保 親義	保護司会 会長	野沢 和太郎
委員	河内村消防団	会 長	委員 一同
委員	神崎 寿雄	公民館連営審議会 会長	藤田 彦次
委員	野沢 一男	会 長	委員 一同
委員	荒井 比呂志	文化財調査委員会 会長	沼崎 一夫
委員	藤本 勘次	会 長	委員 一同
委員	秋山 一郎	遺族会 会長	福智 栄
委員	河内村区長会	会 長	委員 一同
委員	仲山 仁	社会福祉協会 会長	杉山 貞
委員	民生委員会	会 長	委員 一同
委員	広沢 伊平	会 長	委員 一同
委員	ほか 委員一同	会 長	委員 一同

総額 1,708,710,357円

昭和50年度各会計決算

一般会計は987,742,262円

昭和五十一年度第四回定例
村議会が十二月二十日に招集
され、三日間にわたり昭和五
十年年度各会計の認定（七件）
昭和五十一年度各会計補正予
算など（八件）、専決処分の
報告一件について審議され、
それぞ原案どおり可決されま
したのでお知らせします。

一般会計

歳入

歳入の主なものは地方交付税 533,218,000円
村税 174,226,433円、国庫支出金 93,237,003円、
繰越金 87,016,106円、県支出金 36,249,427円
などで才入の大半は国県費に依存する状況です。

歳出

歳出の主なものは、総務費 218,094,855円
民生費 192,149,441円、教育費 196,446,915円
土木費 90,388,572円などが主なものです。

なお、款別明細は下表のとおりです。

会計別決算総括表

会計別	歳入	歳出	差引
一般会計	1,058,057,743	987,742,262	70,315,481
国民健康保険 (事業勘定)特別会計	290,944,843	272,247,596	18,697,247
国民健康保険 (施設勘定)特別会計	365,818,555	365,566,385	252,170
常総船舶(渡船) 事業特別会計	22,204,024	22,082,865	121,159
農林水産 事業特別会計	301,955,495	300,835,072	1,120,423
河内村学校給食 センター特別会計	94,123,363	89,245,924	4,877,439
合 計	1,803,873,323	1,708,710,357	95,162,966

一般会計

(歳入)

款	予算額	収入額
1. 村 税	157,415,000	174,226,433
2. 地方譲与税	15,816,000	18,268,000
3. 自動車取得税交付金	16,328,000	19,072,000
4. 地方交付税	533,218,000	533,218,000
5. 交通安全対策交付金	425,000	643,000
6. 分担金及び負担金	10,200,000	10,575,800
7. 使用料及び手数料	916,200	959,630
8. 国庫支出金	121,448,000	93,237,003
9. 県支出金	32,494,000	36,249,427
10. 財産収入	831,000	893,300
11. 寄附金	14,751,000	17,750,000
13. 繰越金	87,016,106	87,016,106
14. 諸収入	11,072,000	19,512,374
15. 村 債	37,800,000	37,800,000
才入合計	1,047,976,000	1,058,057,743

(歳出)

款	予算額	支出額
1. 議会費	387,680,000	384,949,999
2. 総務費	223,568,130	218,094,855
3. 民生費	202,158,000	192,149,441
4. 衛生費	769,550,000	745,033,860
6. 農林水産費	830,830,000	755,854,777
7. 商工費	1,680,000	1,558,000
8. 土木費	934,030,000	903,835,720
9. 消防費	520,820,000	495,945,620
10. 教育費	224,163,400	196,446,915
12. 公債費	5,125,200	50,926,055
14. 予備費	863,470	0
才出合計	1,047,976,000	987,742,262

特別会計

水道会計

簡易水道特別会計は、複式簿記を採用している関係上ば、う大な紙面を必要とします。で省略させていただきます。なお、他の特別会計については別表のとおりです。

国民健康保険（事業勘定）

（才入）

款	予算額	収入額
1.国民健康保険税	109407000	112773603
2.使用料及び手数料	12000	16280
3.国庫支出金	160379000	159472171
4.県支出金	252000	585168
5.繰入金	8000000	8000000
6.繰越金	6632000	9874859
7.諸収入	111000	222762
才入合計	284,793,000	290,944,843

国民健康保険（施設勘定）

（才出）

款	予算額	支出額
1.総務費	15,645,290	14,343,885
2.保険給付費	263,615,846	25,487,602
3.保健施設費	302,3212	300,2919
4.諸支出金	34770	24,770
5.予備費	247,3882	0
支出合計	284,793,000	27,224,759

（才入）

款	予算額	支出額
1.常総船橋費	222,040,000	22,082,865
才出合計	222,040,000	22,082,865

船橋会計

（才入）

款	予算額	収入額
1.診療収入	25200000	22964803
2.使用料及び手数料	96000	49000
5.繰入金	13000000	13000000
6.繰越金	214000	214308
7.諸収入	540000	353744
才入合計	39050000	36581855

（才出）

款	予算額	支出額
1.総務費	30,505,000	28,465,539
2.医業費	83,450,000	80,900,099
3.予備費	200,000	0
才出合計	39050000	36,556,638

（才入）

款	予算額	収入額
1.県支出金	21,191,000	21,191,000
2.繰越金	18000	18024
3.繰入金	995,000	995,000
才入合計	22,204,000	22,204,024

（才入）

款	予算額	収入額
1.財産収入	275,842,000	254,643,570
2.繰越金	460,070,000	460,78,66
3.諸収入	362,000	411,059
4.繰入金	893,000	893,000
才入合計	323,104,000	301,955,495

農工導入促進会計

（才出）

	予算額	支出額
1.開発費	831,300,000	824,650,000
2.公債費	31,427,910,000	29,258,857,200
才出合計	323,104,000	30,083,507,200

（才入）

款	予算額	収入額
1.繰入金	46,700,000	46,700,000
2.繰越金	354,700,000	393,253,300
3.雑収入	435,440,000	434,968,300
才入合計	937,910,000	941,293,600

学校給食センター会計

（才出）

款	予算額	支出額
1.総務費	46,853,600	44,685,845
2.給食費	467,620,000	445,600,790
3.予備費	168,400	0
才出合計	937,910,000	892,455,224

医療費無料化

一月から改正される

母子家庭も対象に

医療福祉費支給制度では、これまで乳児・重度心身障害者・七十才以上の老人および六十才以上のひとり暮らしの老人等を対象として医療費の無料化が行なわれてきました。が、五十二年一月からは母子家庭が新しく対象に加えられることになりました。

また、最近医療保険の給付内容が改善されてきていることから、この制度においても所得が一定の額以上の方については、医療費無料化の対象としないことになりました。また、この制度の対象者として既に「医療福祉費受給者証」の交付を受けている方はその有効期間中は給付を受けられます。

母子家庭対象者とは

次のいずれかに該当する方は、新しく医療を無料で受けられることになりますので手続きをしてください。

- (1) 母子家庭の母と子；配偶者のない女子で十八才未満
- (2) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (3) 父が一年以上拘禁されているとき。
- (4) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (5) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (6) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (7) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (8) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (9) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (10) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (11) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (12) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (13) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (14) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (15) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (16) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (17) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (18) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (19) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (20) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (21) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (22) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (23) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (24) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (25) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (26) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (27) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (28) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (29) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (30) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (31) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (32) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (33) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (34) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (35) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (36) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (37) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (38) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (39) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (40) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (41) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (42) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (43) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (44) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (45) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (46) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (47) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (48) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (49) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (50) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (51) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (52) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (53) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (54) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (55) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (56) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (57) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (58) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (59) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (60) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (61) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (62) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (63) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (64) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (65) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (66) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (67) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (68) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (69) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (70) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (71) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (72) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (73) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (74) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (75) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (76) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (77) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (78) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (79) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (80) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (81) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (82) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (83) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (84) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (85) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (86) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (87) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (88) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (89) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (90) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (91) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (92) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (93) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (94) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (95) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (96) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (97) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (98) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (99) 父が一年以上労働能力を失っているとき。
- (100) 父が一年以上労働能力を失っているとき。

害により一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

父が一年以上労働能力を失っているとき。

可決された議案

(前ページから)

議案第一号から第三号までは、河内村職員の給与及び旅費と特別職の旅費を改正するもの。

△議案第四号▽

昭和五十一年度河内村一般会計補正予算

才才出それぞれ3千2百76万7千円追加し、総額16億2千44万2千円になり、補正された主な才才は、総務費で8億2万3千円(公共下水道基本計画調査委託金4万6千円、広域行政協議会負担金1億67万7千円、カーブミラー、規制標識など1億12万2千円など)、民生費で4億71万2千円(人件費、衛生費で1億20万6千円)、国保会計への繰入金(村道舗装新設工事代7万5千円)、教育費で7億41万4千円(長半小の衛生設備等に3億11万3千円)を追加した。

これに見えようとして、地方交付税で1千46万6千円、県支出金で3億30万7千円、村債で1千9百9万、昭和三十五年河内村国民健康保険特別会計補正才才出それぞれ1千2百35万2千円を追加し、総額は3億5千5百22万4千円になりました。

△議案第五号▽

この補正は高松地区費の増大によるもので、追加された分は国庫補助金5億14万6千円、他会計繰入金1千2百66万6千円、繰越金6百万円内で充当されます。

△議案第六号▽

昭和五十一年度学校給食センター特別会計補正才才出それぞれ3億30万5千円を追加し、総額は1億2百90万9千円になりました。

△議案第七号▽

補正された主なものは、コンベヤー修理等に1億10万5千円、給食材料費に2億15万5千円支出するもので、これには前年度繰越金によって充当されます。

△議案第八号▽

河内村医療福祉費支給に関する条例の全部を改正する条例

△門を見込んでいます。

△議案第五号▽

昭和五十一年度河内村国民健康保険特別会計補正才才出それぞれ1千2百35万2千円を追加し、総額は3億5千5百22万4千円になりました。

△議案第六号▽

この補正は高松地区費の増大によるもので、追加された分は国庫補助金5億14万6千円、他会計繰入金1千2百66万6千円、繰越金6百万円内で充当されます。

△議案第七号▽

補正された主なものは、コンベヤー修理等に1億10万5千円、給食材料費に2億15万5千円支出するもので、これには前年度繰越金によって充当されます。

△議案第八号▽

河内村医療福祉費支給に関する条例の全部を改正する条例

△議案第九号▽

乳児・母子家庭、重度心身障害者及び老人等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、

ねんきん

今年2月から

保険料が2,200円に

国民年金は四十八年の法律改正のときから、物価の変動に応じて年金額を改定する「物価スライド制」が採用されることになり、受給者にとって

は大きな喜びとなっております

また、五十一年の法律改正によって年金の増額など給付改善が行なわれ、給付水準が九十万円に改良されたので保険料も改定しなければなりません。国民年金の財政は、加入者の掛金（保険料）に国の負担と、それに積立金の利子収入によってまかなわれていますから、給付と保険料は切っても切れない関係にあり、保険料は年金額との関連において五十二年四月以後の月の保険料額から年金給付額を改定する物価スライド指数をうわのせされた保険料の額に改定

されることとなります。

年金制度は、社会保障制度として永久に続くものですから、あなただけの年金をより良くするためにどうして保険料の引き上げをしなければなりません。

保険料の引き上げについてぜひご理解をいただきたいと思ひます。

老齢年金

裁定請求から

支払いまで

年金をうける権利は、条件がそろえば自動的にうけられるのではなく、その手続きをしなければなりません。

手続きがおくられても受給の条件ができたときとさかのぼって支給されますが、請求手続きをされずに五年間を過ぎると無効となって権利が消滅してしまいますからご注意ください。

市町村の窓口へ提出された裁定請求書は、内容を確認のうえ社会保険事業所へ送られさらに保険料の納付状況を確認して社会保険庁業務課へ送られます。

業務課では、電子計算機に

より事務処理を行なったうえで年金証書、裁定通知書を作成し、これを直接本人に送ることになりますので、老齢年金の場合で三ヶ月くらいかかります。

また、通算老齢年金の場合、厚生年金保険の記録を調べなければならぬので、老齢年金より日数がかかることとなります。

年金の支払い方法は、社会保険庁業務課から直接本人、あるいは支払い通知書により、あらかじめ支払いを希望した銀行か郵便局などで受取ることになります。支払い月は三月、六月、九月、十一月、通算老齢年金は六月と十二月です。

液化石油ガス

事故に注意を



「これらの人の生活安定と福祉の向上に寄与する目的から、従来の河内村医療福祉条例と母子家庭医療費給付条例を廃止して、よりよい制度を設けたのです。

なお、くわしく知りたい方は住民課福祉係までおたづねください。」

「議案第八号」
龍ヶ崎市外福北一都市町村伝染病隔離病舎組合規約の変更

右の組合の名称を「福北地万病舎組合」と改め、病舎は取手協同病院に併設され、事務所を同病院内に置くことに変更されたもの。

くことに変更されたもの。

「認定第一号」

昭和五十年年度各会計決算の認定

（四・五頁決算表参照）

「報告第一号」

専決処分承認を求めることについて

昭和五十一年度一般会計補正予算の専決処分の報告で、五十一年七月の降ひょうによる被害農家に対する経営資金の融通に関する利子補給及び損失補償について、金江農協と融資について契約するもの。

液化石油ガスは現在全国約一千八百万世帯で使用されている重要な燃料であるが、消費先者における事故は依然増加の傾向にあり、しかもその中には第三者をも巻き込んでしまふ悲惨な事故にいたる場合も多く、液化石油ガスの消費における事故防止は大きな社会的課題となっております。

液化石油ガスの消費者における事故の大部分は、器具せん、元せんの閉め忘れ、着火不確認、未使用コックの開放など、消費者が液化石油ガスやその消費設備について十分な知識をもって、十分な注意

を払い防止できるものが実態であります。

そこで、このたび消費者の保安意識の向上を目的として次の主要テーマにより、毎月十日を「液化石油ガス消費者保安デー」とし、保安啓蒙活動を集中的に実施することになりましたのでご協力をお願いいたします。

主要テーマ

- 一月 元せんの閉止
- 二月 立ち消えの防止
- 三月 未使用コックのキップ装着

お知らせ

とお願い

歳末たすけあい

ご協力ありがとうございます

昭和五十一年の歳末助けあい運動は、みなさんの協力により六十三万六千五百二十四円も集まりました。

河内村社会福祉協議会ではさ

そく次のとおり見舞金を各方に贈りました。
被保護世帯へ十万円、在宅ねたきり老人へ十萬四千円、

育児相談

第三公民館だけに

これまで第三公民館と青年研修所で交互に行なっていた育児相談を、二月からは第三公民館だけで行なうことになりました。なお実施日は従来どおり第三水曜日です。

(採倫衛生課)

在宅身体障害児へ十

一万四千円、在宅独

居老人へ五万二千円

交通退児へ四万円、
長期入院患者へ三万
四千円、児童養護施
設等へ三万六千円、
費に二万六千円贈り、
事務費に八千五百余円
使用し、残り十二万
一千余円は次年度た
すけあい資金として
残しました。

(河内村社会福祉協議会事務局)

県の最低賃金決る

茨城県最低賃金(県内の事業所で働く全ての人に適用される)が、このほど一日二十四円(パート、時間給労働者は一時間二百五十八円)に改正され、昨年十一月二十五日から発効することになりました。

詳しくは最寄りの労働基準監督署へおたずね下さい。

(茨城労働基準局)

会員募集

踏愛会

去る五十年十一月、村内の

勤労青年有志が集り発足した社交ダンスの会(踏愛会)も現在は四十五人の会員を有するまでに成長し、毎週二回(月、金曜)午後七時から二時向、中央公民館で練習を領んています。

会員は、農業者を中心に銀行員、魚屋、大工、歯医者さんと素人ばかりですが、踊り手として不慣れな人のリーダーが中心となり、成田、土浦などのダンス教室で技を修得したり、東京選手権などの見学により修業にはげま

い、タンゴ、ルンバなどすべてのダンスをマスターできるまでになりました。

そこで、今年は十二月の北関東選手権出場をめざし練習に励んでいます。みなさんの理解を深める意味も含めて発表会を二月十九日に、中央

危険な

タコあげ



洋ダコが爆発的な人気をよび電線にからまる被害が急増しています。

公民館で開く計画を立てました。一度練習風景をこらんにた。あなとも会員になりませんか?
申し込みは佐川洋司(電話四一四五九)宮本博正(電話四一二八六)まで。

タコの取除き作業や子どもがタコを取ろうとして感電事故が発生していますので子どものタコ揚げには十分注意してください。

また、農作業用ビニールの飛散による停電事故も起きているので、不用になった農業用ビニールの始末をしておきましょう。

◎もしタコや農業用ビニールが電線にからみついたら、自分でとらずに東京電力にご連絡ください。
(東電電ケ崎営業所)

所得税申告

早めにとぞ

昭和五十一年分の所得税の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。期間満ち近くなりますと税務署の窓口が大変混雑し、長い間お待ちしていただくようなこととなりますので、できる

だけ早い時期にすませてください。所得税の確定申告書と税務署へ提出した方は、住民税や事業税の申告書は提出しなくともよいことになっています。

また、納税は振替を利用されと便利です。電話料やNHKの受信料の振替と同じように、銀行などの預金口座から振替で納めることもできます。

なお、三月十五日までに納められない方は延納制度を利用されてはいかがですか。
(電ケ崎税務署)

自動車の登録について

自動車をお待ちの方から自動車税(県税)を納めていただいておりますが、自動車を購入されたときや転居された場合に、陸運事務所での手続きが完了していないため納税通知書が届かないことがあります。自動車を取得したら陸運事務所へ正しい手続きをしてください。

なお、詳しいことは最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

(茨城県)